

議第 41 号

下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について

下呂市有害鳥獣中間処理施設条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

有害鳥獣による農作物被害軽減に向けた各種対策のうち、有害鳥獣捕獲事業等により捕獲された個体の処分のため中間処理に係る作業の省略化を図り、有害鳥獣被害防止対策の総合的な体制の構築に寄与することを目的とした中間処理施設を設置するため、当該条例を制定するもの。

下呂市有害鳥獣中間処理施設条例

(設置)

第1条 有害鳥獣捕獲事業等により捕獲した鳥獣の解体処理に係る労務を軽減し、有害鳥獣被害防止対策の総合的な体制の構築に寄与するため、下呂市有害鳥獣中間処理施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 下呂市有害鳥獣中間処理施設

位置 下呂市萩原町上呂1965番地1

(使用できる日及び時間)

第3条 施設を使用できる日及び時間は、市長が規則で定める。

(処理できる個体の範囲)

第4条 施設において中間処理できる鳥獣は、市が行う次の事業により、市内で捕獲されたものに限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 有害鳥獣及び個体数調整の捕獲に関する事業

(2) 下呂市鳥獣被害対策実施隊(下呂市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成26年下呂市告示第160号)に規定する下呂市鳥獣被害対策実施隊をいう。)が実施する事業

(使用者の範囲)

第5条 施設を使用することができる者(以下「使用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 下呂市鳥獣被害対策実施隊員(下呂市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に規定する下呂市鳥獣被害対策実施隊員をいう。)

(2) 市の職員

(3) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認める者

(使用料及び納付方法)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を施設の使用後に納付しなければならない。

2 納付方法については市長が規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する設置目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 職員の指示に従い、処理物の飛散、臭気、汚染等に対して処置を講ずること。
- (3) 事故の未然防止のため安全管理を行うこと。

(使用の制限及び停止等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し又は停止する。

- (1) 使用に関する指示に従わないとき。
- (2) 公益上又は管理上不相当と認めたとき。
- (3) 建物、附属設備、器具（以下「施設等」という。）その他工作物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 処理の都合により、鳥獣の搬入量を制限する必要性が生じたとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の措置により使用者に損失が生じた場合であっても、その損失を補償しないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないとき又は履行しても十分でないとき認めるときは、市長が使用者に代わって原状に回復するものとする。この場合において、市長は、これに要した経費の全部又は一部を使用者に負担させることができる。

(損害の賠償の義務)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

施設使用料

持込個体区分	使用料	備考
小型1体	980円	頭胴長50cm以下
大型1体	1,960円	上記以外

【参考資料】

下呂市有害鳥獣中間処理施設条例要綱

1. 制定理由

有害鳥獣捕獲事業等により捕獲された個体の処分における中間処理作業の省力化を図り、有害鳥獣被害防止対策の総合的な体制の構築に寄与することを目的として、当該条例を制定するものです。

2. 概要

(1) 処理できる固体の範囲

施設において中間処理できる個体は原則、市が行う許可捕獲事業において捕獲されたものに限り、1年を通して実施する有害鳥獣捕獲事業及び猟期中に実施する個体数調整事業がそれに該当します。

(第4条関係)

(2) 使用者の範囲

原則として施設を使用できる者は下呂市鳥獣被害対策実施隊員及び市職員となります。処理する個体を持ち込む者の大半は前者となります。

(第5条関係)

(3) 使用料及び納付方法

持ち込む個体の大きさに応じて2つの使用料区分を設けています。持ち込まれた個体の頭胴長が50cm未満の場合、小型個体の区分として980円とし、それ以外を大型個体として1,960円とします。納付方法は捕獲報償金交付と同時期に使用者へ納付書を発行し徴収します。

(第6条関係)

(4) 使用料の減免

規則で定めるところにより、使用料の減額、又は免除することを定めています。

(第7条関係)

(5) 使用者の遵守事項

使用者が、施設の使用をするにあたって遵守すべき事項を定めています。

(第8条関係)

(6) 使用の制限及び停止等

使用者が、施設の使用を制限又は停止される要件を定めています。

(第9条関係)

(7) 原状回復の義務

使用者は、施設使用の後、清掃を行い、清潔な状態に回復する義務があることを定めています。また、同義務が履行されない場合、それにかかる費用を市が使用者より徴収することを定めています。

(第10条関係)

(8) 損害賠償の義務

使用者が施設、備品等を棄損又は亡失した場合、生じた損害を賠償することを定めています。また、理由によってはその全部又は一部を免除することもあることを定めています。

(第11条関係)

(9) この条例は、規則で定める日から施行します。

(附則関係)